

昭和二十九年建設省令第三十五号

建設機械抵当法施行規則

建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）第四条第一項、第八條第一項、第九條第三項及び第十二條の規定に基き、並びに建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）を實施するため、建設機械抵当法施行規則を次のように定める。

（申請書の提出）

第一条 建設機械抵当法施行令（以下「令」という。）第四条に規定する申請書及びその副本は、国土交通大臣の許可を受けた建設業者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた建設業者にあつては打刻又は検認の際当該建設機械が所在する地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（申請書の様式）

第二条 令第四条に規定する申請書は、別記様式第一号により作成しなければならない。

（建設機械の様式）

第二条之二 令第四条第一項第一号イに規定する国土交通省令で定める仕様は、別表第一のとおりとする。

（打刻の記号の様式及び打刻の位置）

第三条 令第八条第一項に規定する打刻は、別表第二に定める位置に、別記様式第二号により行わなければならない。この場合において、打刻の番号は、同一曆年中においては、重複してはならない。

（建設機械打刻証明書等の様式）

第四条 令第九条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が交付する建設機械打刻証明書及び建設機械打刻検認証明書の様式は、それぞれ別記様式第三号及び第四号のとおりとする。

（変更等の届出）

第五条 令第十二条第一項第一号に該当する場合には、別記様式第五号により、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 変更事項及びその内容

二 変更の原因

三 変更の年月日

2 令第十二条第一項第二号に該当する場合には、別記様式第六号により、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 滅失し、又は解体された建設機械の名称、型式及び当該建設機械に打刻された記号

二 滅失又は解体の事由

三 滅失又は解体の年月日

四 届出当時の当該建設機械の状態

3 令第十二条第二項に規定する建設機械を取得した者は、別記様式第七号により、取得の原因及び年月日等を届け出なければならない。

附則

（施行期日）

1 この省令は、建設機械抵当法の施行の日（昭和二十九年十一月十四日）から施行する。

（申請書の提出）

2 国土交通大臣の許可を受けた建設業者で打刻又は検認の申請をしようとする者は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、打刻又は検認の際当該建設機械が所在する地を管轄する都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

（建設機械打刻証明書等の様式の準用）

3 第四条の規定は、前項の規定により申請書の提出を受けた都道府県知事が建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認証明書を交付する場合に準用する。

附則（昭和二十九年二月六日建設省令第三十六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十三年二月二十五日建設省令第三十四号）

この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附則（昭和四〇年七月二〇日建設省令第二十四号）

この省令は、昭和四十年八月一日から施行する。

附則（昭和四十七年一月二八日建設省令第一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、建設業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第三十一号）の施行の日（昭和四十七年四月一日）から施行する。

附則（昭和四十七年五月二一日建設省令第一六号）

この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四十八年六月二日建設省令第一二号）

この省令は、昭和四十八年六月一日から施行する。

附則（平成元年三月二七日建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年二月二三日建設省令第四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の建設業法施行規則、建築士法施行規則、建築動態統計調査規則、建設機械抵当法施行規則、河川法施行規則、道の区域内の建設大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令、都市再開発法施行規則、浄化槽設備士に関する省令、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令、浄化槽の型式の認定に関する省令及び建設省関係研究交流促進法施行規則に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

附則（平成二二年一月二〇日建設省令第一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一

種類	名称	仕様
1 掘削機械	ショベル系掘削機	1 走行装置の型式
	掘削機	2 伝動方式
2 連続式バケット掘削機	掘削機	3 操作方式
		1 公称掘削能力
3	掘削機	2 バケットの公称容量
		3 走行装置の型式

														2 基礎工事用機 械													
		5 起重機類				4 運搬機				3 トラクター類				2 くい打ち機及び くい抜き機 グラウトポンプ													
タワークレーン		ジブクレーン		機関車		スクレーパー		トラクターショベル		ブルドーザー		トラクター		地下連続壁施工用機械		アースオーガー		大口径掘削機		ペーパードレーンマシン		くい打ち機及びくい抜き機					
1 公称積載重量 2 公称積載容量 3 公称積載重量		1 公称積載重量 2 公称積載容量 3 公称積載重量		1 種類 2 自重 3 車軸数 4 軌間 5 伝動方式		1 公称積載容量 2 操作方式 3 自走式又は被牽引式の別		1 バケットの公称容量 2 自重 3 走行装置の型式 4 伝動方式 5 リッパを有するものにあつては、その型式		1 自重 2 走行装置の型式 3 伝動方式 4 操作方式 5 リッパを有するものにあつては、その型式		1 自重 2 走行装置の型式 3 伝動方式		1 公称掘削幅及び掘削深さ 2 使用できる最大のオーガースクリューの直径		1 種類 2 公称最大掘削直径及び掘削深さ 3 定置式又は可搬式の別		1 種類 2 やぐらの高さ 3 公称吐出圧力 4 縦型又は横型の別 5 ミキサの公称混練容量及び数		1 種類 2 ハンマー、起振機又はくい抜き装置の公称重量又は起振力 3 やぐらの型式							
4 公称つり上げ能力 3 走行装置の有するものにあつては、その型式 2 揚程 1 ブームの長さ		1 公称つり上げ能力 2 公称つり上げ能力 3 伝動方式		1 公称積載重量 2 軌間 3 車軸数 4 伝動方式 5 公称積載重量		1 公称積載容量 2 操作方式 3 自走式又は被牽引式の別		1 バケットの公称容量 2 自重 3 走行装置の型式 4 伝動方式 5 リッパを有するものにあつては、その型式		1 自重 2 走行装置の型式 3 伝動方式		1 公称掘削幅及び掘削深さ 2 使用できる最大のオーガースクリューの直径		1 種類 2 公称最大掘削直径及び掘削深さ 3 定置式又は可搬式の別		1 種類 2 やぐらの高さ 3 公称吐出圧力 4 縦型又は横型の別 5 ミキサの公称混練容量及び数		1 種類 2 ハンマー、起振機又はくい抜き装置の公称重量又は起振力 3 やぐらの型式									
8 整地・締め固め機械				7 トンネル機				6 ボーリング機						4 デリッククレーン		3 ケーブルクレーン		2 ウインチ		1 エレベーター		1 シン					
モーターグライダー		ずり積み機		トンネル掘進機		たて坑掘進機		ドリルジャンボ		ボーリングマシン		エレベーター		ウインチ		ケーブルクレーン		デリッククレーン									
1 自重 2 ブレードの全長 3 ホイールベース 4 伝動方式 5 スカリファイヤーの有無		1 バケットの公称容量 2 走行装置の型式 3 本体の長さ 4 エレクターの有無 5 機械式又は手掘式の別		1 公称最大掘削直径 2 掘削能力 3 カッターの型式 4 直径		1 公称最大掘削直径及び掘削深さ 2 掘削能力		1 ビッドの径 2 最大せん孔長さ 3 軌間 4 水タンクを有するものにあつては、その公称容量 5 クローラード		1 自重 2 アームの数 3 使用するドリフターの型式 4 給水ポンプを有するものにあつては、その型式 5 鰻の推進方式		1 自重 2 公称積載荷重 3 揚程		1 公称巻上げ能力 2 巻胴の数 3 伝動方式		1 公称つり上げ能力 2 主索の種類、直径及び長さ 3 伝動方式 4 巻上げ方式 5 ウインチの巻胴の数及び製造者名並びに製造年月又は製造番号 6 固定塔を有するものにあつてはその高さ、移動塔を有するものにあつてはその高さ及び軌間		1 公称つり上げ能力 2 支柱の長さ 3 ブームの長さ 4 巻上げ機の型式、巻胴の数及び製造者名並びに製造年月又は製造番号		1 種類 2 公称つり上げ能力 3 支柱の長さ 4 ブームの長さ 5 巻上げ機の型式、巻胴の数及び製造者名並びに製造年月又は製造番号							

11 舗装機械	9 砕石・選別機	10 コンクリート機械	スタビライザー	1	走行装置を有するものにあつては、その型式
			アグリゲートスプレッダー	1	自重
			敷きならし幅	2	敷きならし装置の型式
			ロードローラー	1	自重
			展圧幅	2	マカダム又はタンデムの別
			タイヤローラー	1	自重
			展圧幅	2	自走式又は被牽引式の別
			振動ローラー	1	自重
			最大供給寸法	2	供給能力
			ファイダー	1	最大供給寸法
			クラッシュヤー	1	種類
			呼称番号	2	自重
			伝動方式	3	伝動方式
			選別機	4	種類
ウオッシュヤー	1	伝動方式			
セメント空気輸送機	1	種類			
コンクリートポンプ	1	公称輸送能力			
コンクリートポンプ	2	輸送管の直径			
コンクリートポンプ	3	公称混練能力			
コンクリートミキサー	1	骨材貯蔵びんの数			
コンクリートミキサー	2	供給装置の種類及び供給方式			
コンクリートミキサー	3	計量装置の操作方式			
コンクリートミキサー	4	ミキサーの公称混練容量及び数			
コンクリートミキサー	5	公称混練容量			
コンクリートミキサー	1	定置式又は可搬式の別			
コンクリートミキサー	2	可傾式のものにあつては、傾胴方式			
コンクリートミキサー	3	公称排送能力			
コンクリートミキサー	1	自重			
コンクリートミキサー	2	吐出管の直径			
コンクリートミキサー	3	ホッパーの容量			
コンクリートミキサー	4	プランジャーの数			
コンクリートミキサー	5	公称打設能力			
コンクリートミキサー	1	貯蔵そのの容量			
コンクリートミキサー	2	自重			
コンクリートミキサー	3	輸送管の直径			
コンクリートミキサー	4	積載容量			
コンクリートミキサー	1	軌間			
コンクリートミキサー	2	自重			
コンクリートミキサー	3	仕上げ幅			
コンクリートミキサー	4	走行装置の型式			
コンクリートミキサー	5	敷きならし装置の型式			

12 船舶	コンクリートミキサー	1	船名
	コンクリートミキサー	2	船名の公称重量
	コンクリートミキサー	3	鋼船又は木船の別
	コンクリートミキサー	4	船体の長さ、幅及び深さ
	コンクリートミキサー	5	やぐらの型式及び高さ
	コンクリートミキサー	1	船名
	コンクリートミキサー	2	公称つり上げ能力
	コンクリートミキサー	3	鋼船又は木船の別
	コンクリートミキサー	4	船体の長さ、幅及び深さ
	コンクリートミキサー	5	起重機の型式及び製造者名並びに製造年月又は製造番号
	コンクリートミキサー	1	船名
	コンクリートミキサー	2	砕石錘の公称重量
	コンクリートミキサー	3	鋼船又は木船の別
	コンクリートミキサー	4	船体の長さ、幅及び深さ
	コンクリートミキサー	5	船体の長さ、幅及び深さ
	コンクリートミキサー	1	船名
	コンクリートミキサー	2	公称能力
	コンクリートミキサー	3	鋼船又は木船の別
	コンクリートミキサー	4	船体の長さ、幅及び深さ
	コンクリートミキサー	5	船体の長さ、幅及び深さ
	コンクリートミキサー	1	船名
	コンクリートミキサー	2	公称混練容量
	コンクリートミキサー	3	走行装置の型式
	コンクリートミキサー	4	運搬用ブームの長さ
コンクリートミキサー	5	公称混練容量	
コンクリートミキサー	1	敷きならし幅	
コンクリートミキサー	2	走行装置の有無	
コンクリートミキサー	3	敷きならし装置の型式	
コンクリートミキサー	4	振動機の型式及び数	
コンクリートミキサー	5	タンピング装置の有無	
コンクリートミキサー	1	自重	
コンクリートミキサー	2	仕上げ幅	
コンクリートミキサー	3	走行装置の有無	
コンクリートミキサー	4	振動機の型式及び数	
コンクリートミキサー	5	タンピング装置の有無	
コンクリートミキサー	1	かんの容量	
コンクリートミキサー	2	かんの型式	
コンクリートミキサー	3	かんの容量	
コンクリートミキサー	4	かんの型式	
コンクリートミキサー	5	ミキサーの型式	
コンクリートミキサー	1	公称混合能力	
コンクリートミキサー	2	コールドエレベーターの公称輸送能力	
コンクリートミキサー	3	ホットエレベーターの公称輸送能力	
コンクリートミキサー	4	ドライヤーの寸法	
コンクリートミキサー	5	骨材貯蔵びんの容量	
コンクリートミキサー	6	可搬式又は定置式の別	
コンクリートミキサー	7	ふるい分け装置の型式	
コンクリートミキサー	8	アスファルト溶解がまの型式及び数	
コンクリートミキサー	9	ミキサーの型式	
コンクリートミキサー	1	仕上げ装置の型式	

13 その他	空気圧縮機	1	常用圧力及び総排気量
		2	定置式又は可搬式の別
作業台船	船体の長さ、幅及び深さ	1	公称積載重量
		2	船体の長さ、幅及び深さ
土運船	側開き又は底開きの別	1	容量
		2	船体の長さ、幅及び深さ
サンドドレーン船	移動式又は固定式の別	1	振動くい打ち機及びケーシングパイプの数
		2	船体の長さ、幅及び深さ
能力	骨材ホッパーの容量	3	鋼船又は木船の別
		4	船体の長さ、幅及び深さ
骨材積込装置の型式	コンクリートポンプを有するものにあつては、その公称排送能力	5	骨材積込装置の型式
		6	コンクリートポンプを有するものにあつては、その公称排送能力

備考 この表において次の各号に掲げる仕様は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 種類 次に定めるところによる。
  - イ くい打ち機及びくい抜き機にあつては、ジーゼルハンマー、バイプロハンマー等の別
  - ロ 大口径掘削機にあつては、ベノト、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル等の別
  - ハ 機関車にあつては、電気機関車、ジーゼル機関車等の別
  - ニ デリッククレーンにあつては、ガイデリッククレーン又はステイフレッククレーン等の別
  - ホ クラッシヤーにあつては、ジョークラッシヤー、ジャイレクトトリックラッシヤー、コンクラッシヤー、ロールクラッシヤー、インパクトクラッシヤー、ロッドミル又はボールミルの別
  - ヘ 選別機にあつては、トロンメル、バイブレイティングスクリーン又はクラッシファイヤーの別
  - ト ウォッシャーにあつては、ドラムウォッシャー又はスクリーンウォッシャーの別
  - チ セメント空気輸送機にあつては、フラクソ式輸送機又はキニオンポンプの別
  - リ コンクリートプラントの供給装置にあつては、カットオフゲート、エプロンフィーダー等の別
  - ヌ しゅんせつ船にあつては、ポンプしゅんせつ船、ディッパしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船の別
- 二 走行装置の型式 装軌式、装輪式、レール式等の別
- 三 伝動方式 ジーゼル機関直結式、ジーゼル機関流体トルクコンバーター式、ワードレオナード式、ジーゼルエレクトリック式、Vベルト掛式等の別

1	掘削機械	名称	打刻の位置	1	シヨベル系掘削機	キヤットフレームの前面
				2	連続式バケット掘削機	主フレームの側面
2	基礎工事用機械	名称	打刻の位置	1	くい打ち機及びくい抜き機	ハンマー、起振機又はくい抜き装置の側面
				2	グラウトポンプ	ポンプベッド(ポンプベッドのないものにあつては、ポンプケーシング)の側面
3	トラクター類	名称	打刻の位置	1	ペーパードレンマシン	主フレームの側面
				2	大口径掘削機	起動部の側面
4	運搬機械	名称	打刻の位置	1	アースオーガー	主フレームの側面
				2	地下連続壁施工用機械	主フレームの側面
5	起重機類	名称	打刻の位置	1	トラクター	主フレームの側面
				2	ブルドーザー	主フレームの側面
6	起重機類	名称	打刻の位置	1	トラクターシヨベル	ドラフトヨークの側面
				2	スクレーパー	フレームの側面
7	トンネル機械	名称	打刻の位置	1	機関車	主フレームの側面
				2	運搬車	主フレームの側面
8	整地・締め固め機械	名称	打刻の位置	1	ジブクレーン	主フレームの側面
				2	タワークレーン	主ウインチフレームの側面
9	ボーリング機械	名称	打刻の位置	1	デリッククレーン	主柱の下部側面
				2	ケーブルクレーン	主ウインチフレームの側面
10	エレベーター	名称	打刻の位置	1	ウインチ	ベッドフレームの側面
				2	エレベーター	階数表示板の隣接側面
11	ボーリングマシン	名称	打刻の位置	1	ボーリングマシン	フレームの側面
				2	ドリルジャンボ	台車フレームの側面
12	たて坑掘進機	名称	打刻の位置	1	クローラードリル	主フレームの側面
				2	たて坑掘進機	主フレームの側面
13	トンネル掘進機	名称	打刻の位置	1	トンネル掘進機	掘進用主原動機ベッドの側面
				2	シールド掘進機	主フレームの側面
14	ずり積み機	名称	打刻の位置	1	モーターグレーダー	主フレームの側面
				2	スタビライザー	主フレームの側面
15	アグリゲートスプレッダー	名称	打刻の位置	1	ロードローラー	主フレームの背面
				2	ロードローラー	フレームの側面

別表第二

- 四 操作方式 油圧式、機械式等の別
- 五 くい打ち機及びくい抜き機のやぐらの型式 回転式、移動式等の別
- 六 ケーブルクレーンの巻上げ方式 リジャウツド型、プラインヘルト型等の別
- 七 ボーリングマシンの鐮の推進方式 油圧式、手動式等の別
- 八 トンネル掘進機のカッターの型式 バイト型、ディスク型、ギヤ型等の別
- 九 コンクリートプラントの供給方式 電動機式、圧縮空気式 手動式等の別
- 十 コンクリートプラントの計量装置の操作方式 全自動式、半自動式、手動式等の別
- 十一 コンクリートスプレッダーの敷きならし装置の型式 スクリュー式、ボックス式等の別
- 十二 しゅんせつ船の公称能力 ポンプしゅんせつ船にあつては排砂管の直径、ディッパしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船にあつてはバケットの公称容量

9	砕石・選別機械	振動ローラー	主フレームの側面
		ファイダー	フレームの側面
	選別機	クラッシュヤー	ロッドミル及びボールミルにあつてはドラムの中央部、その他のものにあつては主フレームの側面
		ウオッシュヤー	トロンメルにあつては駆動側軸受の側面、バイブレイティングスクリーン及びクラッシュファイヤーにあつてはフレームの側面
10	コンクリート機械	セメント空気輸送機	ドラムウオッシュヤーにあつてはドラムの側面、スクリューウオッシュヤーにあつてはフレームの側面
		コンクリートプラント	側面
		コンクリートミキサ	フラクソー式輸送機にあつてはベッセルの側面、キニオンポンプにあつてはポンプベッドの側面
		コンクリートポンプ	砂貯蔵びんの側面
		コンクリートブレーサー	ベッドフレームの側面
		アジテーターカー	フレームの側面
		アスファルトファイニッシヤー	フレームの側面
		ヤー	骨材乾燥機の主フレームの側面
		アスファルトプラント	主フレームの側面
		アスファルトクッカー	主フレームの側面
12	船舶	コンクリートスプレッダー	主フレームの前面
		コンクリートペーパー	主フレームの側面
		しゅんせつ船	主原動機ベッドの側面
		砕岩船	ウインチのベッドフレームの側面
		起重機船	ウインチのベッドフレームの側面
		くい打ち船	ウインチのベッドフレームの側面
		コンクリートミキサ船	ミキサのベッドフレームの側面
		サンドドレーン船	操船ウインチのベッドフレームの側面
		土運船	ウインチ又は油圧シリンダーのベッドフレームの側面
		作業台船	船名表示部分の隣接側面
13	その他	空気圧縮機	定置式にあつてはクランクケースの側面、可搬式にあつてはフレームの側面
		サンドポンプ	ポンプケーシングの側面
		発動発電機	フレームの側面

別記様式第一号  
(略)

別記様式第二号

昭和29年11月13日 土曜日 官 報 (号外第89号) 4

建設省第二号

297400234

備考

① 打標の番号は、図面の順によること。  
 ② 打標の番号は、打標及びその字の発音は、右記の通りであること。  
 ③ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ④ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ⑤ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ⑥ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ⑦ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ⑧ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ⑨ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ⑩ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。

打標の番号	打標の字	打標の字の発音
1	一	イチ
2	二	ニ
3	三	サン
4	四	ヨン
5	五	ゴ
6	六	ロク
7	七	シチ
8	八	ハチ
9	九	ク
0	〇	マル

⑪ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ⑫ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ⑬ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ⑭ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ⑮ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ⑯ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ⑰ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ⑱ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ⑲ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。  
 ⑳ 打標の番号は、打標の字の発音は、右記の通りであること。

別記様式第三号〔第4条〕

契印

(用紙A4)

## 建設機械打刻証明書

		証 明 書		打 証 第 号	
		交 付 番 号			
所有者の氏名又は名称		所有者の住所又は主たる事務所の所在地			
建設機械の名称		型 式			
仕 様		製 造 者 名			
		製 造 年 月			
		製 造 番 号			
		原 動 機	種類及び定格出力		
			製 造 者 名		
			製 造 年 月		
				製 造 番 号	
		自動車登録番号			
打刻した記号		打刻の年月日	平成 年 月 日		
上記のとおり証明する。					
平成 年 月 日 国土交通大臣 印					

別記様式第四号〔第4条〕

契印

(用紙A4)

## 建設機械打刻検認証明書

		証 明 書		打 検 証 第 号	
		交 付 番 号			
所有者の氏名又は名称		所有者の住所又は主たる事務所の所在地			
建設機械の名称		型 式			
仕 様		製 造 者 名			
		製 造 年 月			
		製 造 番 号			
		原 動 機	種類及び定格出力		
			製 造 者 名		
			製 造 年 月		
				製 造 番 号	
		自動車登録番号			
検認した記号		検認の年月日	平成 年 月 日		
上記のとおり証明する。					
平成 年 月 日 国土交通大臣 印					

---

別記様式第五号  
(略)  
別記様式第六号  
(略)  
別記様式第七号  
(略)

---

---